



「認定都市プランナー制度」は 2020 年度より、一定以上の実務実績をもつ民間都市計画実務専門家であれば、誰でも受験できるようになりました。

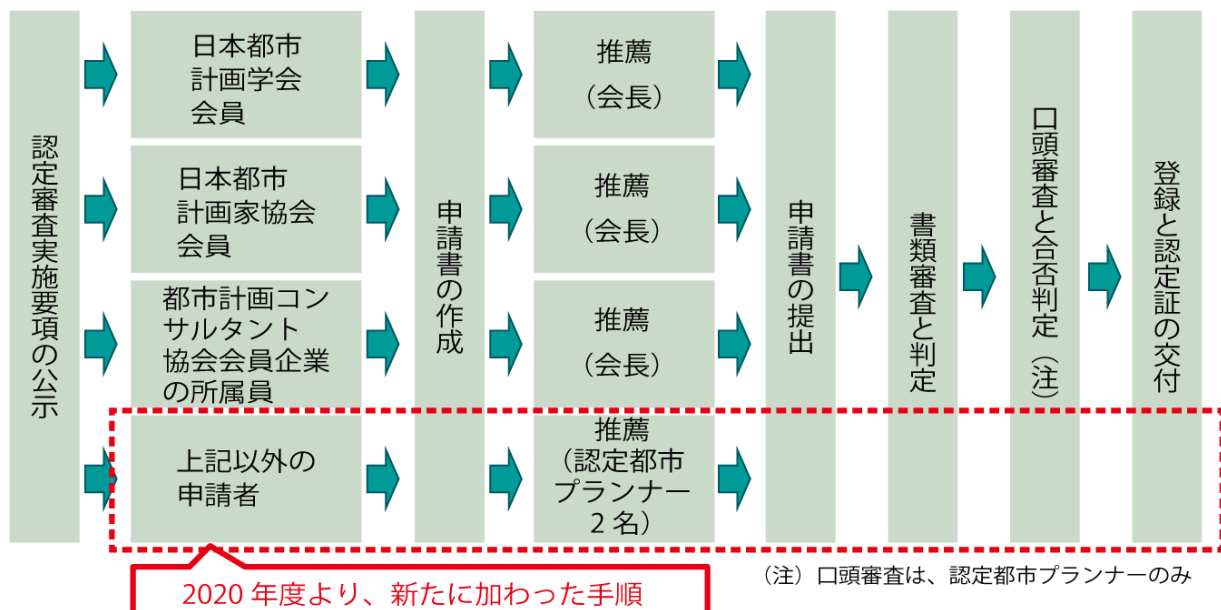
●認定都市プランナー

都市計画分野における実務経験が 15 年以上の都市計画実務専門家で、3 団体（都市計画学会、都市計画家協会、都市計画コンサルタント協会）のいずれか、もしくは認定都市プランナー 2 名から推薦を受けた民間機関等に属する者

●認定准都市プランナー

都市計画分野における実務経験が 5 年以上の都市計画実務専門家で、3 団体（都市計画学会、都市計画家協会、都市計画コンサルタント協会）のいずれか、もしくは認定都市プランナー 2 名から推薦を受けた民間機関等に属する者

認定審査の流れ



認定都市プランナー制度とは

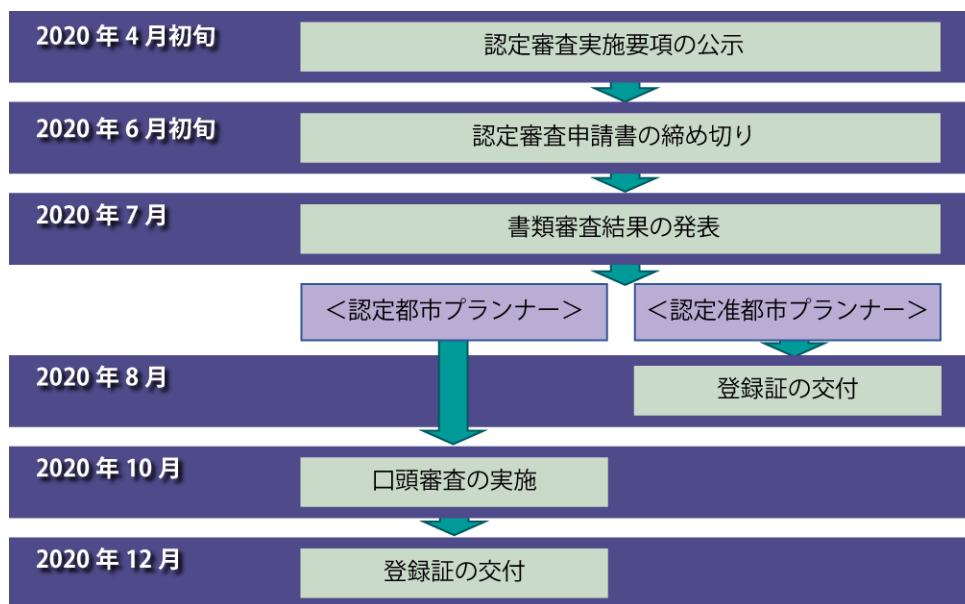
多様な広がりを持つ都市計画関係業務を担う専門家のうち、優れた資質・能力、豊富な実務実績、この業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、専門性を明らかにしたうえで「都市プランナー」として認定し、都市計画業務の質的向上を図るとともに、都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を図り、もって地域、社会経済状況に的確に対応した地域及び都市づくりに貢献することを目的とします。

本制度の特徴

- ①都市計画 4 団体（都市計画学会、都市計画家協会、都市計画家協会、都市計画コンサルタント協会）の連携協力のもとに運営しています。
- ②登録する専門分野の実務実績を重視した口頭審査による認定審査を実施しています。
- ③都市計画の 12 分野のうち、得意とする専門分野を明らかにしたうえで認定審査を行います。
- ④民間の都市計画実務専門家において一定以上の実務実績のある人が推薦されて受験する方式を採用します。

2020 年度の認定審査スケジュール

2020 年度の認定審査スケジュールは以下を予定しています。



これまでの実績

令和元年度の認定審査は終了しました。これにより、令和元年12月時点で、認定都市プランナー427名、認定准都市プランナー167名が登録されています。

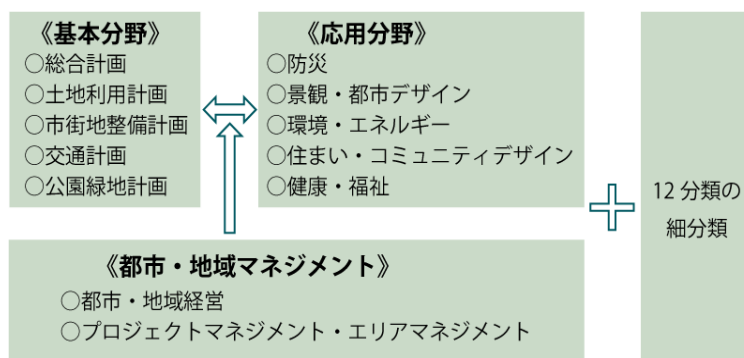
	認定都市 プランナー	認定准都市 プランナー	計
第1期	154	—	154
平成28年度	95	75	170
平成29年度	69	33	102
平成30年度	62	22	84
R1年度	47	37	84
計	427	167	594

資格取得のメリット

- 幅広い都市計画領域の中で、自分が得意とする専門分野を明確にすることが出来ます。
- 4団体連携の効果を生かして、都市計画に関する様々な情報や産学官の情報・研究交流の場などの提供を受けることが出来ます。
- この制度改正に併せて、来年度国土交通省の民間資格の技術者登録を行う予定です。これにより、認定都市プランナーが公募型プロポーザルにおいて従来の参加資格要件に加えて採用されることや評価の際の加点要素になること、並びに国や自治体における都市政策アドバイザーやコーディネータなどに活用されることが想定されます。

認定・登録の専門分野

- 都市計画の有する総合性を基本とし、自らの行う業務に関連する12分野の専門分野を明示し、登録します。
- 1年度1分野のみの登録ですが、翌年度以降であれば他分野を複数登録することも可能です。
- 12分野をもとに、より細かい専門分野の登録（細分類）を行うことが出来ます。



お問い合わせ先：一般社団法人 都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー制度運営事務局
 住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイッ ニュー平河 3 階
 TEL：03-3261-6058 FAX：03-3261-5082
 E-mail：curp@toshicon.or.jp URL：http://www.toshicon.or.jp